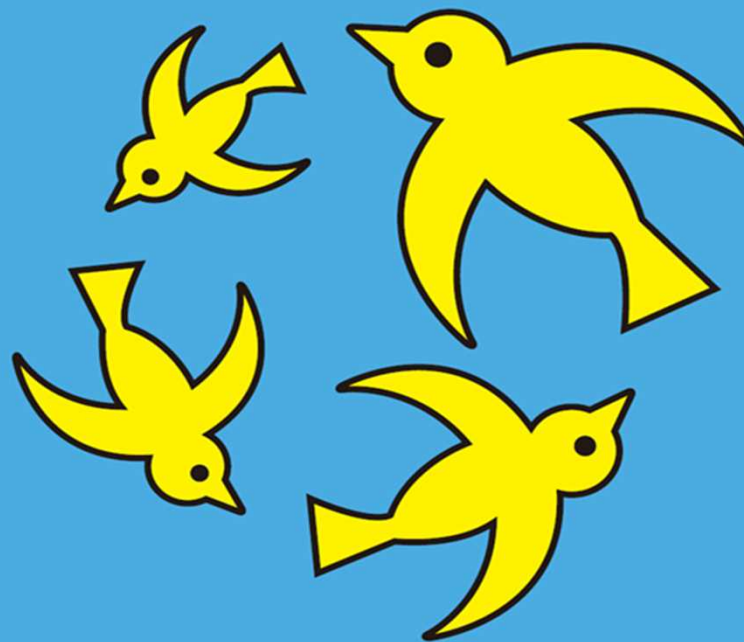


新しい学習指導要領

生きる力

学びの、その先へ



社会に開かれた教育課程について

～新学習指導要領における位置づけと教育課程部会での議論～

「社会に開かれた教育課程」について

1. 学習指導要領改訂に当たっての中央教育審議会における議論
2. 新学習指導要領・同解説における位置付け
3. 中央教育審議会 教育課程部会における議論

1. 学習指導要領改訂に当たっての中央教育審議会における議論①



【幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(平成28年12月21日 中央教育審議会)(抄)】

第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性 第4章 1. 「社会に開かれた教育課程の実現」

- (前略) 新しい学習指導要領等においては、教育課程を通じて、子供たちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力とは何かを明確にし、教科等を学ぶ本質的な意義を大切にしつつ、教科等横断的な視点も持って育成を目指していくこと、社会とのつながりを重視しながら学校の特色づくりを図っていくこと、現実の社会との関わりの中で子供たち一人一人の豊かな学びを実現していくことが課題となっている。
- これらの課題を乗り越え、子供たちの日々の充実した生活を実現し、未来の創造を目指していくためには、学校が社会や世界と接点を持ちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となることが不可欠である。そして、学校が社会や地域とのつながりを意識し、社会の中の学校であるためには、学校教育の中核となる教育課程もまた社会とのつながりを大切にすることが必要がある。
- こうした社会とのつながりの中で学校教育を展開していくことは、我が国が社会的な課題を乗り越え、未来を切り拓いていくための大きな原動力ともなる。特に、子供たちが、身近な地域を含めた社会とのつながりの中で学び、自らの人生や社会をよりよく変えていくことができるという実感を持つことは、困難を乗り越え、未来に向けて進む希望と力を与えることにつながるものである。

1. 学習指導要領改訂に当たっての中央教育審議会における議論②



○ 前述のとおり、今は正に、社会からの学校教育への期待と学校教育が長年目指してきたものが一致し、これからの時代を生きていくために必要な力とは何かを学校と社会とが共有し、共に育んでいくことができる好機にある。これからの教育課程には、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されている。

このような「社会に開かれた教育課程」としては、次の点が重要になる。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

○ この「社会に開かれた教育課程」の実現を目標とすることにより、学校の場において、子供たち一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成したり、そのために求められる学校の在り方を不断に探究する文化を形成したりすることが可能になるものと考えられる。

2. 学習指導要領・同解説における位置付け①



【小学校学習指導要領（平成29年告示） 前文（抄）】

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

※ 中学校学習指導要領（平成29年告示）、高等学校学習指導要領（平成30年告示）及び特別支援学校学習指導要領（平成29年、平成31年告示）にも同様の記載あり



【小学校学習指導要領（第1章 総則 第1の1）】

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

2. 学習指導要領・同解説における位置づけ③



【小学校学習指導要領解説 総則編】

第3章 第1節 1(2)教育課程編成の原則

(ウ)地域の実態

(前略)

……とりわけ、学校の教育目標や指導内容の選択に当たっては、地域の実態を考慮することが重要である。そのためには、地域社会の現状はもちろんのこと、歴史的な経緯や将来への展望など、広く社会の変化に注目しながら地域社会の実態を十分分析し検討して的確に把握することが必要である。また、地域の教育資源や学習環境(近隣の学校、社会教育施設、児童の学習に協力することのできる人材等)の実態を考慮し、教育活動を計画することが必要である。

なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要である。すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、児童の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが重要であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが求められる。保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)や、幅広い地域住民等の参画により地域全体で児童の成長を支え地域を創生する地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携及び協働の取組が進められてきているところであり、これらの取組を更に広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンの共有が促進され、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

(後略)

令和元年度 これからの時代に求められる資質・能力を育むための カリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究 受託団体一覧

| | 受託団体名 | 研究校種 |
|----|--------------|------|
| 1 | 京都市教育委員会 | 小中学校 |
| 2 | 山口県教育委員会 | 小中学校 |
| 3 | 大分県教育委員会 | 小中学校 |
| 4 | 大阪府教育委員会 | 小中学校 |
| 5 | 国立大学法人宮城教育大学 | 小中学校 |
| 6 | 尾道市教育委員会 | 小中学校 |
| 7 | 鹿児島県教育委員会 | 高等学校 |
| 8 | 兵庫県教育委員会 | 高等学校 |
| 9 | 宮崎県教育委員会 | 高等学校 |
| 10 | 国立大学法人福岡教育大学 | 小中学校 |
| 11 | 由利本荘市教育委員会 | 小中学校 |
| 12 | 戸田市教育委員会 | 小中学校 |
| 13 | 国立大学法人信州大学 | 小中学校 |
| 14 | 市川市教育委員会 | 小中学校 |
| 15 | 上越市教育委員会 | 小中学校 |

○令和元年度から2年度指定
※令和3～4年度も継続指定



カリキュラム・マネジメントの手引き

社会に開かれた教育課程の実現に向けて

～学校・地域連携カリキュラムを生かすには～

令和3年3月 山口県教育委員会

学校・地域連携カリキュラム 設計図

学校の基本方針を示す **グランドデザイン**

ビジョン

総合的な学習の時間を核とした9年間の単元配列表

目的 学校教育目標と総合的な学習の時間、各教科等との関連の明確化

盛り込まれる内容

- 児童生徒や学校、地域の実態等に応じた探究課題の設定
- 総合的な学習の時間と各教科等との関連

身に付けさせたい資質・能力を示しましょう。

社会に開かれた教育課程を実現するためのポイント

総合的な学習の時間や特別活動として実施してきた教育活動を、身に付けさせたい資質・能力や教科等横断的な視点から見つめ直し、再整理する必要があります。(教育課程のリノベーション)

世界のことに目を向けて
エレン・リースワールのつながりな学び
4校1地域
英語(グローバル)・外国文化(国際)
音楽(伝統文化)・芸術(芸術)
体育(健康)・保健(健康)
食文化(料理)・生活(生活)

1. カリキュラム・マネジメント
2. コミュニティ・スクールの仕組みを生かした組織マネジメント
3. 学校・地域連携カリキュラムとは
4. 「9年間の単元配列表」は子どもたちの学びの羅針盤
5. 地域課題等を踏まえた探究課題の設定(総合的な学習の時間)
6. 学校評価アンケートを目標の実現につなげる
7. 学校・地域連携カリキュラムの作成と運用・評価・改善



議題: 社会に開かれた教育課程について(令和3年9月30日)

① 地域学習推進課からの説明

「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 中間まとめ」について

② 山口県教育委員会からの御発表(義務教育課 大田指導主事)

③ グループ別協議(委員からの御提案の後、意見交換を実施)

<学校と企業との連携・協働>

- ・ 梶谷委員(岡山トヨタ自動車株式会社代表取締役社長、岡山県教育委員、中小企業家同友会全国協議会社員教育委員長)
- ・ 若江委員(株式会社キャリアリンク代表取締役)

<学校と家庭・地域との連携>

- ・ 清水委員(公益社団法人日本PTA全国協議会会長)
- ・ 今村委員(認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事)

④ グループ別協議報告・まとめ

3. 第126回初等中等教育分科会教育課程部会(第11期第4回)について②



学校と企業の連携・協働及び学校と家庭、地域の連携・協働についてグループ別協議を実施。グループ別協議での主な意見は以下のとおり。

<学校と企業の連携・協働>

- 学校として企業に迷惑をかけてはいけない、果たして企業に対してメリットはあるのかという考えから、連携に対する敷居が高かったが、お互いがwin-winの関係を目指していくことが重要である。
- 人材育成を重要であると考えている企業としても、人材育成のプロである学校から学ぶことも多い。
- 企業としても、学校との連携について、コストではなく、投資という意識を持つことが必要である。

<学校と家庭、地域の連携・協働>

- 連携のキーワードとして「共育」がある。
- 連携に当たっては学校の負担感の増加や学校と家庭、地域との様々な認識や価値観の違いを乗り越えていく必要がある。
- 今後の学校教育を考えると、教職員だけでなく外部人材も学校教育の本丸として学校を支えていくものになるだろう。